

平成17年度第6回鎌ヶ谷市介護保険運営及びサービス推進協議会会議録

- 1 日 時 平成18年1月19日(木) 午後3時～午後5時
- 2 場 所 鎌ヶ谷市役所6階 第1・第2委員会室
- 3 出席者
【委員】泉川委員 津久井委員 島岡委員 小林委員 加藤委員 三輪委員
岡村委員 鈴木委員 今村委員 畑委員 穂山委員 菊地委員
井上委員 石坂委員
(欠席：桑原委員)
【事務局】介護保険課：阿久津課長 齊藤介護保険係長 国松認定審査係長
鈴木介護保険係主査 谷口認定審査係主任主事
高齢者支援課：大原課長 生原課長補佐 川名生活支援係主査
健康管理課：岩佐課長 木暮課長補佐
- 4 傍聴者 なし
- 5 議 題
 - (1) 第3期鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
 - ①計画(案)について
 - ②第3期保険料について
 - (2) その他

6 会議内容

(1) 第3期鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

① 計画(案)について

(事務局) 資料1説明

(委員) 低所得者への配慮ということで市の対策の中に、基準の見直しについて検討していきますと記載があるが、具体的な案や方向性はあるのか。

(事務局) 介護保険料については、年金収入が0～266万円までの方で世帯が非課税であれば全て第2段階になっています。市の対策として生活保護の基準額の1.3倍までの方については、市独自に保険料を第1段階の保険料に軽減する制度を設けています。

今回、国の制度改正におきまして年金収入と他の所得の合計が80万円までの方につきましては、現行の保険料第1段階に軽減するという見直しがされます。

したがって、今後は80万円を超えた方で介護保険料の納付が困難な方につきましては、保険料を軽減するというところで検討します。具体的には、シミュレーションを行わないといけませんので、時間を頂きまして最終案に間に合うように方向性は示していきたいと考えています。

(委員) いつ頃までに確定するのか。周辺市との比較検討は行っているのか。

(事務局) 3月初めの最終案までには取りまとめたと思っています。他市の状況についてはこれから調査していきたいと思っています。

(委員) 介護保険制度の見直しでは、低所得者の対策、要介護認定、ケアマネジメント、特別養護老人ホームの入所待機者の課題がある。低所得者対策については、国は公平公正と言っている。公平公正とは、段階の差はあってもサービスを受けたら同じ負担を受けなければいけない、一部の先進都市で行っている保険料の軽減や負担料軽減は、公平公正という点からいくと間違っているというのが、国の介護保険制度に対する考え方ですよね。国の考え方は今も同じなのか。

(事務局) 国の考え方は、まだ同じだと思います。

(委員) 鎌ヶ谷市は今まで介護保険に関しては先進的に行ってきたので、事務局は施策案をたくさん出して頂きたい。福祉の時代から比べ介護保険ができてから低所得者が厳しい環境になった。介護保険の場合は応能負担がない。それだと介護保険をつくった意味がなくなるので、事務局はいろんな形で施策案を提案して欲しい。

(事務局) わかりました。

(委員) 高齢人口の推計と要介護認定者数の推計が平成18年度に比べて26年度は1.5倍に増加している。第3期介護保険事業計画に保健

師の訪問など記載されているが、マンパワーの確保はどうするのか。民営だけを使うのか。市としてマンパワーを確保するのか。

(事務局) 地域包括支援センターを平成21年度を目安にして3ヶ所設置する予定としております。うつ対策・その他の施策については、正職員を増やすという形ではなく必要とされる職員を臨時で雇う予定です。正職員を増やしていく予定は今のところはありません。

(委員) 相談体制・苦情解決システムの整備からは具体性が感じられない。高齢者の認知能力も十分でなく、うつが問題になっている。また、日本社会の構造変化により、低所得者の対策問題が複雑化している。介護110番みたいなものはあるのか。

(事務局) 平成11年後半に介護保険の準備で安心テレホンを市役所内に設置しております。広報等にて周知してございますが、あまり利用されていないので今後の対応を考えています。安心テレホン以外では、在宅介護支援センターも相談を受付けていることを広報に載せています。

(委員) 高齢者を取り巻く問題が複雑化している。市民の具体的なニーズに対応するという意味では、今後も安心テレホンは設置していき、なるべく市民に判りやすい制度として進めて欲しい。

(事務局) わかりました。

(委員) 安心テレホンは、あまり周知されなかったから利用件数が少ないのではないかと。利用者への情報提供を見ても、今後周知の方法が変わるとは思えない。必要な所に情報が届くような具体策を考えているのか。市のホームページに情報を載せても見る人は限られてしまうので、市が行っていることを市民がわかる方法を考えているか。

(事務局) 平成18年5月頃には、自治会を通じて介護保険についてのリーフレットを配布することを考えていますので、その中で周知していきたいと思います。また、地域包括支援センターの連絡先も入れていきたいと考えています。

安心テレホンは、市のホームページしか載せていませんので、常に見られるよう広報などを使っていきたいと思います。

(委員) 地域包括支援センターという名称ではなく、もっと呼びやすい名称を市民から募集することにより、市民の意識づくりができると思うがどうか。

(事務局) 名称は考えさせていただきます。地域包括支援センターの委託先が決まりましたので、委託先と調整していきたいと思います。

(委員) 地域包括支援センターが正常に効果的に機能しているかを、高齢者自身にアンケートを行うなど、事業評価に参加できるシステムを、事業評価の仕組みづくりに取り入れているか。

(事務局) 現在は意見を取り入れる形はとっておりませんが、今後は考えていきたいと思っています。

(委員) 低所得者、事業評価、苦情・相談体制問題について検討するという発言が多いが、会議の場で話し合ったことを次回原案の時に適正に取り上げるものは取り上げてもらいたい。受給者の評価を前向きにやるのか。

(事務局) 例えば低所得者に対する軽減の関係などは最終案を作る前に事務局案を提示していきたいと思いますが、事業評価などはもう少し先に計画期間が始まった中で検討していきたいと思います。

(委員) 事業評価の仕組みづくりはどのようにするのか。第三者機関に事業評価を頼むという方向性になると思うが、一般の人から公募するなどの方向性を考えているのか。毎年評価を行うとすると各年度において達成状況を点検し、事業が始まってから評価するのでは遅くはないか。

(事務局) 毎年評価するのは、地域包括支援センターの関係を評価していこうと思っております。これは地域包括支援センター運営協議会で評価していく予定です。43ページの事業評価の仕組みづくりは計画全体を指しており、こちらはサービス推進協議会の皆様の中に問い合わせをして評価をして頂きたいと思っております。

第1期計画からの事業推進体制の中で、評価に触れていましたが現実的には実行できていなかった反省点を踏まえて第3期計画につきまして、実際の事業評価をどうやっていくのか、評価者、評価指標、評価後の見直しの体制等を今後つめていきたいと思っております。

第3期計画ができ上がるまでの期間では十分な議論ができないので、4月以降に事務局で案を作成し、サービス推進協議会に図っていきたいと思っております。

(委員) 事業評価計画自体を客観的な視点から評価をすることになっているが、サービス推進協議会の意見を取り入れて事務局が案を作成し、それをまたサービス推進協議会で評価するのは非常におかしい。第三者機関が評価していかないとおかしいのではないか。

(事務局) サービス推進協議会の中では、評価の指標・評価表をどのようにするのかのご意見を頂きたいと思っております。評価をするのではなく、評価の視点・指標・方法などを事務局で案を作成し、案に対してご意見を頂きたいと思っております。評価する方についても含めて検討していきたいと思っております。

(委員) サービス推進協議会の意見を取り入れて案を作成し第三者に評価してもらうことになっているが、客観的に評価するというのは難しいのではないか。サービス推進協議会と第三者が案を出し合って、それぞれが評価するのは良いがサービス推進協議会が案を作成し、第三者が評価するのはおかしいのではないか。

(事務局) 第3期計画の進行管理の中にサービス推進協議会で進行管理を行うと明記しております。前の計画を評価してどう活かすということも含

めて、サービス推進協議会で進行管理を行っていきたいと思っています。

② 第3期保険料について

(事務局) 資料2を説明

(委員) 第3期保険料については、低所得者への配慮で市の対策には具体的な内容は入っているのか。

(事務局) まだ入っておりません。検討はしています。

(委員) 保険料3,700円の金額は最低なのか。介護保険の改正のポイントは予防だが、どのように考えているのか。

(事務局) ぎりぎりの数字です。これ以上保険料を下げると第3期の保険料は赤字になってしまうと危惧しております。予防重視型になっていますが、国が考えているほど予防効果が出るのか疑問はあります。予防型の事業を展開していった評価をきちんと行い、次の予防対策に活かしていきたいと思っています。

(委員) 鎌ヶ谷市と同じ人口の近隣市町村、県外の市町村と月額介護保険料は同等か。差はあるのか。

(事務局) まだ各市とも確定ではないという状況ですが、近隣12市を聞いたところ4,300円程度を考えているところが1市、4,000円程度が1市、3,800円～3,850円が2市、3,700円程度が5市、3,600円程度が3市です。

(委員) 鎌ヶ谷市と同じ人口の市町村の月額料が判れば後日教えて欲しい。

(事務局) わかりました。全国的には平均で4,000円程度になるのではないかとされています。

(委員) 保険料の算定基準は1つの方程式しかないのか。鎌ヶ谷市独自のものか。

(事務局) 決まった方程式で全国同じ算定基準です。

(委員) 保険料の決まり方はどのようになるのか。

(事務局) サービス推進協議会で金額をご了承して頂いた後、条例改正(案)を議会に提出していきます。

(委員) 保険料が3,700円に上がるが、サービス内容は全国と同じなのか。鎌ヶ谷市は独自のサービスを行うから介護保険料が上がるというならわかるが、何かアピールするものがあるのか。

(事務局) 市特別給付として介助移送サービス、訪問理美容サービスの2つのサービスがあります。

(委員) 福祉には高福祉高負担、低福祉低負担とあるが鎌ヶ谷市はどちらか。

(事務局) 平均的です。

(委員) 鎌ヶ谷市で高福祉高負担、低福祉低負担どちらを望むかアンケートを行ったことはあるのか。

(事務局) あります。保険料が今より高くても介護サービスを充実させた方が良いと回答された高福祉高負担の考え方の人は23.5%、介護サービスの水準を今より抑えて保険料が安い方が良いと回答された低福祉低負担の考え方の人は20.1%、保険料の伸びを抑えるため施設整備より在宅サービスを重視すべきと回答された中間の人が26.6%、残りの3割くらいの方が良く分からないと回答しています。アンケートの結果からは、どのような方向性なのかわからなかったのが実情です。

(委員) 第3期保険料の説明で7段階の話があったが参考までに教えて欲しい。

(事務局) 他の市町村で7段階にしたところ、保険料の基準額が50円下がった市町村もあります。鎌ヶ谷市で7段階にした場合の人数の把握は、これから行う予定です。7段階にすることで基準額が下がるという効果があるので模索したいと思います。ただ、7段階にすると今まで以上に高く保険料を負担する方も出てくるので、バランスを考えていきたいと思います。

(委員) 7段階にしたときにどのくらい高くなるかわかるか。

(事務局) まだわかりません。

(委員) 7段階を考えている根拠を教えてください。

(事務局) 鎌ヶ谷市の5, 6段階の方の割合が全国平均よりも高い割合が出ておりますので、7段階を設定しても大丈夫ではないかと考えています。

第2期保険料を決めるときにも1段階増やすことを検証しましたが、鎌ヶ谷市の場合、500万以上の収入の方が2.3%しか該当しませんでした。1つ段階を増やすとなると10%程度の方がいないと難しいので、そのときは段階を増やすのを止めました。今回の税制改正により高齢者の非課税所得120万までの措置がなくなり、保険料が上がる高齢者が出て、5, 6段階の方の割合が全国平均よりも高くなるので、7段階にしても大丈夫ではないかと考えています。なお、税制改正の影響については、平成20年まで経過措置がありまして、いきなり負担増となる訳ではなく、徐々に保険料を引き上げる形になっております。

(委員) 介護予防を重視するということですが、談話室事業、NPO法人の講座、一般市民における能力向上の学習療法など、自治体が介護状態にならない運動などを行っている回数ほどのくらいあるのか。

(事務局) 市が援助して行っている談話室は14ヶ所で、月1回行っています。学習療法については、後方支援という形で中央公民館にて1週間に1回開催しています。今後、南初富コミュニティーセンターでも開催する予定になっております。

また、鎌ヶ谷市内のNOP法人が体操を始めていると聞いておりま

す。健康管理課でも一般施策として介護予防に関するような事業を展開する予定であります。介護予防制度に沿って地域の人たちと一緒に制度を広めていけたら本当の介護予防になると考えています。

(会 長) 保険料の内容については聞きましたので、あとは、議会で審議していただいでください。

(2) その他

第2回地域包括支援センター運営協議会について報告

(事務局) 説明：質疑なし

○追加質疑

(委 員) 第3期の保険料は、議会に提出する前に委員に連絡はあるのか。

(事務局) 第3期の保険料の案については、来週金曜日に国へ報告するようになっていきますので、取りまとめた後に委員の皆様へ連絡いたします。なお、国へは報告するだけで決定ではありません。

以上、会議の経過を記載し相違のないことを証するため次に署名する。

平成 年 月 日

署名人 _____

署名人 _____